

取引所外取引(OTC)における市場機能の適正化

編集部

いま、経済の複雑化や多様なリスクヘッジを求めて、企業の間で商品取引所以外でリスクヘッジの機会を求める動きが広がっています。そこで、今回の改正ではこのような商品取引所以外での取引(OTC=店頭市場)についても触れています。

(1)市場類似施設に対する規制の見直し

第1は市場類似施設に対する規制の見直しです。

現在、商品取引所以外の類似施設は委託者保護など取引秩序を維持しようとの観点からその開設が禁止されています。だが投資家を抜きにして当業者が自己の勘定によって行う場合は、上場していない商品に限って認められています。

しかし、取引所外取引も最後はリスクヘッジの場として取引所を利用するケースが多いことなど、相互に補完的役割を果たしているのが実情です。そこで、一般委託者が参加しないことを前提にして、上場商品についても、このような市場類似施設を一定の要件の下で解禁すべきであるとしています。

また、この解禁された市場類似施設への参加者は生産・加工・流通業者だけでなく対象となる商品のユーザー業者などにも拡大すべきであるとしています。

ただ、その場合、問題が起らないように条件もつけています。対象となる商品は実際

のニーズなどを踏まえて限定すべきであるということ、取引の秩序が維持されるように当該市場類似施設の開設に当たっては事前確認などのためのルールを導入すること、監視体制を整備することなどです。

商品取引所での取引は商品取引所法に則って行われていますが、市場外取引については商品取引所法が適用されているので実体が高不透明になりかねません。そこで、それらの点を考慮して「解禁はするが規制も厳格に行う」としているようです。

(2)店頭商品先物取引に対する規制

もう1つが店頭商品先物取引に対する規制です。

店頭商品先物取引とは取引所で形成された価格を指標とした店頭での取引のことですが、これに対しても、企業などの間からリスクヘッジニーズが高まりつつあります。そこで店頭商品先物取引の利便性を向上させるため、現行制度では制限されている取引の相手方について、対象商品のユーザー業者などにも対象を拡大すべきであるとしています。

このような改正は商品取引所の市場機能を幅広いヘッジニーズに結びつけようというねらいと思われます。経済の不透明さが増している現在、企業のヘッジへの要求は高まっています。これが実施されれば企業のリスクヘッジはさらに利便性を増すことでしょう。